

東京都 キャップ&トレード制度 第二計画期間4年度目の実績

第二計画期間4年度目においても、継続して対象事業所の大幅削減が進む

このたび、キャップ&トレード制度の対象事業所の第二計画期間4年度目(平成30年度)の排出量を集計し、削減実績を取りまとめましたので、お知らせします。

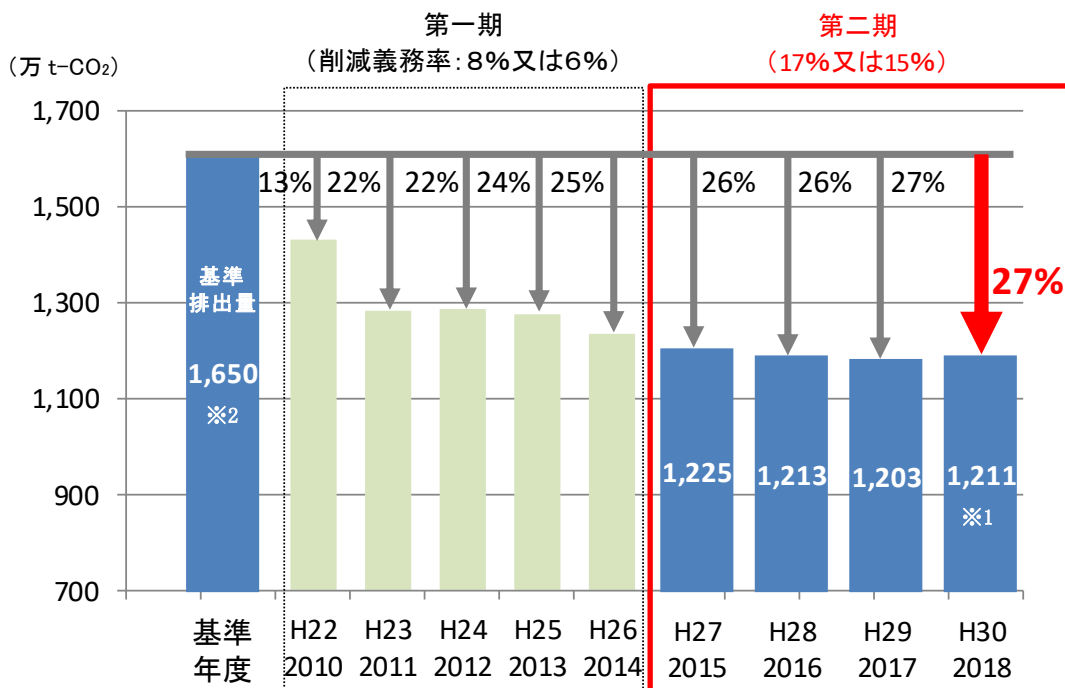
平成30年度の対象事業所の排出量は合計 **1,211万トン**^{※1} となり、省エネ対策への継続取組や、低炭素電力・熱(参考資料参照)の利用等によって、基準排出量^{※2} から **▲27%削減**を達成しました。

都は、第二計画期間においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、対象事業所におけるCO₂削減を促進してまいります。

※1 令和2年2月7日時点の集計値(電気等の排出係数は第二期の値で算定)

※2 基準排出量は、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値(電気等の排出係数は第二期の値で算定)

■ 対象事業所の総CO₂排出量の推移



○東京都キャップ&トレード制度とは

都は、平成22年度から環境確保条例に基づき、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)」を開始しました。

- 削減義務率：第一期(平成22年度～平成26年度) 8%又は6%
第二期(平成27年度～平成31年度) 17%又は15%
第三期(令和2年度～令和6年度) 25%又は27%
- 対象事業所：約1,200事業所(年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所)

『未来の東京』戦略ビジョン」事業

本件は、『未来の東京』戦略ビジョン」に係る事業です。

戦略14 ゼロエミッション東京戦略 「ゼロエミッションエナジープロジェクト」

➤ 義務達成手段の一つとして低炭素電力・熱を選択

- 第二期より、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者*から電気又は熱を調達した場合に、CO₂削減分として認める仕組みを新たに導入
- 平成30年度は、104事業所が低炭素電力を、131事業所が低炭素熱を利用

《平成30年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

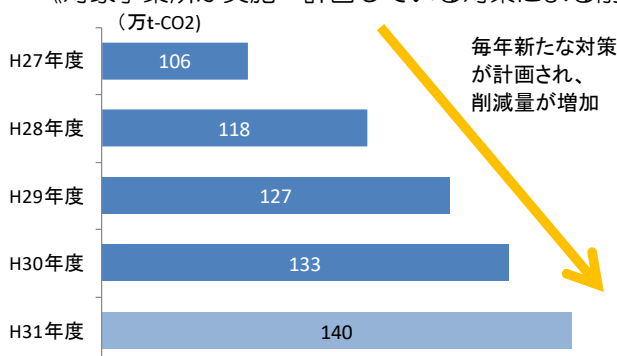
種別	事業所数	本仕組を活用した事業所の削減効果	
		削減量の合計	排出量に対する削減量の割合(平均値)
低炭素電力	104事業所	約 24,000 t-CO ₂	約 3.0 %
低炭素熱	131事業所	約 7,600 t-CO ₂	約 0.6 %

※第二期の供給事業者の認定要件

- [低炭素電力] CO₂排出係数が 0.4t-CO₂/千kWh 以下かつ再生可能エネルギーの導入率が小売量ベースで20%以上又は低炭素火力の導入率が小売量ベースで40%以上
- [低炭素熱] CO₂排出係数が 0.058t-CO₂/GJ 以下

➤ 対策の実施・計画状況の分析

《対象事業所が実施・計画している対策による削減量》



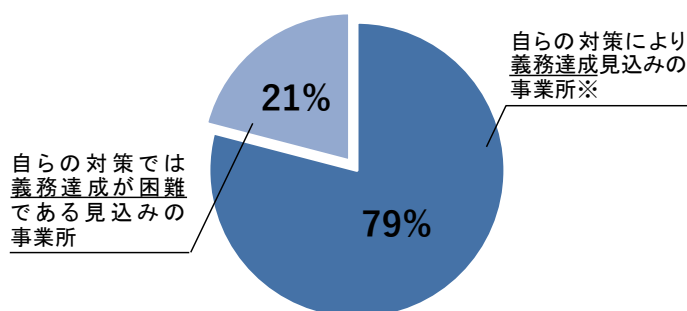
- 第二期の義務履行に向け、新たな省エネ対策が実施・計画されており、今後も削減が進む見込み
- 特に、LED照明等、高効率機器への更新による削減対策が多い。

《計画書に記載された削減対策》

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)	熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量(t)
高効率熱源機器の導入	420	158,266	ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	46	8,623
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	362	34,175	うち、見える化	8	623
高効率空調機の導入	419	41,067	デマンドコントローラー	7	2,337
高効率パッケージ形空調機の導入	111	3,858	高効率照明及び省エネ制御の導入	2,055	145,249
空調機の変風量システムの導入	38	6,619	うち、LED	1,761	125,098
外気冷房システムの導入	279	25,699	うち、Hf	104	10,450
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	127	17,827	うち、センサー	102	3,093
全熱交換機の導入	45	3,818	照度条件の緩和	305	21,549
高効率ファンの導入	281	20,021	居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	21	698
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	122	14,978	エレベーターの省エネ制御の導入	134	3,025
ウォーミングアップ制御の導入	32	674			
室使用開始時の空調起動時間の適正化	141	14,405	上記以外の対策も含めた合計	11,862	1,397,536

➤ 第二計画期間の義務履行の見込み

《平成30年度実績における削減義務達成割合》



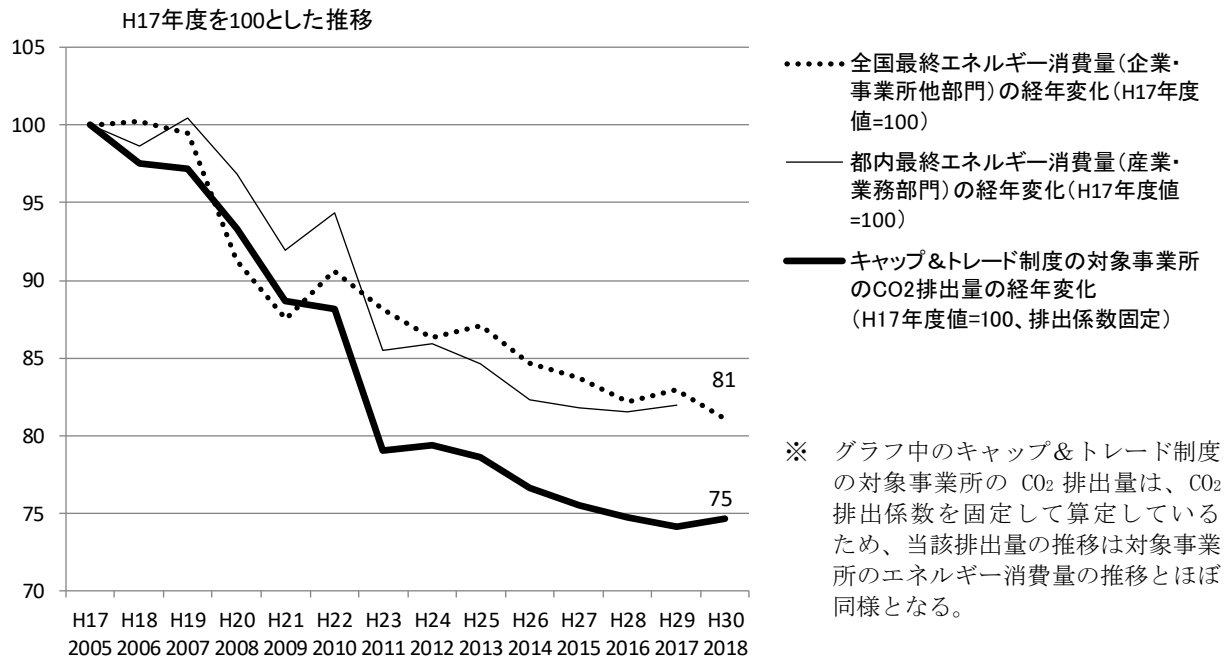
- 約8割の事業所が、既に第二期の削減義務率以上の削減を達成
- 第二期においても、多くの事業所が自らの削減対策で義務を達成する見込み

※ 平成30年度の排出量が維持されると仮定した場合、基準年度比の削減率が第二期の削減義務率(17%又は15%)を上回る事業所

➤ 全国との比較

- 本制度の対象事業所における CO₂ 排出量の経年変化※を、全国及び都内の産業業務部門のエネルギー消費量の経年変化と比較すると、本制度の対象事業所は全国と比較し、継続的かつ大幅に削減している。

《全国（企業・事業所他部門）、都（産業・業務）及びキャップ&トレード制度対象事業所の CO₂ 等削減の比較》



【データの出典】

- 全国最終エネルギー消費量：資源エネルギー庁
(https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/stte_027.pdf)
- 都内最終エネルギー消費量：東京都
(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/zenpan/emissions_tokyo.files/2017sokuhou.pdf)
- 都内大規模事業所のCO₂排出量（平成17年度から平成21年度まで）：東京都
(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/current_program/index.files/zenseidotatome.pdf)